

地震保険制度と共済に係る勉強会（第４回）議事録

令和８年６月２６日（金）１４：００～１４：３０

財務省第一特別会議室（本庁舎４階）

- １．開会
- ２．「地震保険制度への共済の参入に係るこれまでの意見の整理（案）」について
- ３．閉会

出席委員	大野澄子 草地克紀 佐藤主光 洲崎博史 中出哲 藤田友敬（座長） 堀田一吉 （敬称略）
------	--

オブザーバー	一般社団法人日本損害保険協会 一般社団法人外国損害保険協会 日本地震再保険株式会社 損害保険料率算出機構 金融庁監督局保険課
--------	--

出席者	農林水産省 水産庁 厚生労働省
-----	-----------------------

事務局	財務省大臣官房信用機構課
-----	--------------

午後 2 時 00 分開会

○藤田座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第 4 回地震保険制度と共済に係る勉強会を開催いたします。

まず、お足元のよくない中、御参加いただきありがとうございます。本勉強会は本会議で第 4 回目となりますが、「地震保険制度への共済の参入に係るこれまでの意見の整理」という形でこれまで皆様からいただいた御意見を整理できればと思います。

そこで、既に配付されております本「意見の整理」について、御意見等がありましたらお寄せいただければと思います。どうかよろしく願いいたします。

皆様の意見を忠実に反映してまとまっているかということかと思いますが、何か足りないところとか表現を見直したほうがいいところ、その他ございましたら御指摘いただければと思います。事務局から何か確認したいことはございますか。特にございませんか。それでは佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 内容はこれでいいと思いますけれども、最後の「今後の検討」のところについて、今後の検討について「次の意見があった」としてまとめていただいたのはそのとおりだと思うのですが、問題はこれをどこで検討するかということです。その辺りはどのような方向感でしょうか。財務省で引き続き検討するのか、新たな会議体を省庁横断的につくるのかとか、その辺りについて何か見通しがあればお願いします。

○藤田座長 事務局のほうで、もし見通しがあるようでしたら、お願いいたします。

○高橋信用機構課長 事務局でございます。ありがとうございます。

今後どのように検討を進めるかというのは、まさに先生方からも様々な御意見をいただいたことがこちらの意見の整理にも書かれていると受け止めておりまして、「おわりに」のところにも書いてございますとおり、これまでの意見も踏まえまして、まず、この議論の前提となる事実関係、あるいは具体的な計数に基づいた試算などの事務的な検討作業を進め、さらに、その上で、関係省庁間で論点を整理し、今回様々賜りました御意見、幅広い観点から議論を深める。この議論を深めるという過程で、また、有識者の方々の御意見、あるいは関係者の方の御意見も含めて議論を深めると、そういうことになろうかと考えて

ございます。その具体については、御意見を踏まえた検討作業等を進めつつ検討していくことになろうかと考えてございます。

○藤田座長 幅広い議論を深めるところがどこかということについても、必ずしも現段階ではっきり決まっているわけではないという御趣旨ですかね。

○佐藤委員 ただ、このまま10年経ってまた同じ議論するのも何なので、やはりどこか期限を定めて、どこかで会議体なり、結論を出す、結論に持っていくということは必要と思います。調査するにしても、そうした議論の前提になる事実関係の確認にしても、そこは期日を定めてやっていくということ、ここは留意されたほうがよろしい。そうでなければ、また10年経って同じことを議論していましたということになりますので、お願いします。

○藤田座長 ありがとうございます。整理（案）そのものの文言を直すという意見でなくても、今後の議論の在り方への要望とか、あるいは今後の進め方についての御質問などであってもよろしいですから、もし何かございましたら御意見を伺えればと思います。堀田委員、お願いします。

○堀田委員 とりまとめ案は、一つ一つは整理されているとは思いますが、全体を通して見ると一貫性がないということも言えるのではないかと思います。つまり、賛否両論が並立されていて、まとまった結論のようなものが示されていない。そういうことなのかと思いますけれども、この勉強会を始めて、果たして何のための勉強会だったのかという観点に立つと、それに対する結論が示されているのか、そういう観点で見ると少し心許ないという感じがします。

それからもう一つは、今、佐藤先生もおっしゃったように、10年なんていう単位を視野に入れるのはナンセンスで、やはりここまで問題意識を頭出ししたわけですから、ある程度、可及的速やかに一定の方向性を示すべきだと思います。少なくとも、今までのところでは方向性すら示されていないようにも思いますので、一定の方向性に到達するまで意見を交換するべきだと思っています。

○藤田座長 どうもありがとうございます。今回の文書は、意見の整理（案）であって、

意見の集約ではないということだと思います。

○堀田委員 勉強会としての何か統一した見解が示されているわけではないので、そうすると、今度これを仮に読まれる——これは一般に公開されるわけですね。読まれる方がどういう反応を示されるのかということが気になります。

○藤田座長 了解いたしました。これは、あくまで整理であって、意見をそのままきれいにまとめたという、意見の分布をまとめたような形の文書になっていますけれども、その先へ進むべきであることと、それが長期的にやるのではなくて一定の近い未来、集約などのほうに向かうべきであるという御意見と伺いました。

そのほか、今後の進め方等も含めてで結構ですので、せっかくですから、何か御意見をいただければと思います。どうぞ、洲崎委員、お願いします。

○洲崎委員 洲崎でございます。

前回欠席いたしましたので、議事録を読ませていただいたの感想ということになりますけれども、前回までの議論の中で、共済事業者の多くが地震保険制度への参入の意向、あるいは参入への関心を持っておられることが分かりました。また、そのための具体的な方法としては、現状では損害保険会社のための地震再保険会社である地再社に——同じプールか別のプールかは別として、その地再社に再保険を出す。つまり、既存のシステムを利用して政府再保険の仕組みに加わることも一つの選択肢として考えられているものと理解いたしました。そのことが分かったというだけでも、私はこの勉強会が大変意義あるものであったのではないかと思いますし、そのような既存の仕組みを使って政府再保険の仕組みに共済事業者が加わっていくということについて、様々な問題点があるということもこれまでの勉強会でいろいろ御指摘をいただいて、そのことが今回のこの意見の整理（案）にもよく表れていると思います。以上でございます。

○藤田座長 どうもありがとうございました。結論が出ていなくても、前提となる事実の確認はある程度できているという点を強調するなら、何もない報告書ということもないという評価ももちろんできると思います。実際、どういう前提で参入を希望されたかなどは、やってみるまではっきりしなかったところは確かにございますので、そういった点が確認

できたということには、それなりの意義があったと私も思います。

そのほか、どの点でも。中出委員、お願いします。

○中出委員 昨日も本日も地震があつて、本日も直前で冷やりとしましたが、災害に備えていくということは大変重要なことだと思います。

その点では、保険や共済は、自らお金を出して国民がみんなで備えていく制度ですので、その制度を充実させて、多くの人に入ってもらうことが極めて重要だと思います。それを改良して、さらに多くの人に使われるようにしていくことを考えないといけないと思います。今までの延長線だけでなく、抜本的に考える必要があり、今回の機会は、共済についてどうするかという角度から広く考えることになり、大変意義がありました。今回、挙げたいろいろなニーズや、あるいは実現のための問題点などを踏まえた上で、できるだけ早くどういう方向に進むべきなのか、検討を進める必要があるのではないかと思います。

なかなか技術的に難しい点も多いとは思いますが、重要な点は、方向性というのでしょうか、それを明確にしていって内容を詰めていく必要があると思います。

○藤田座長 どうもありがとうございました。

そのほか、御意見等はございますでしょうか。今後の進め方やこの文書の意義を含めてでも結構ですので、あるいは感想ですね、そのようなものでも結構ですので。草地委員、お願いします。

○草地委員 草地でございます。ありがとうございます。

今回の前提は、現行の商品性、料率を維持したところだというところでありましたが、その前提に立つと難しいこと、やはり共済と地震保険の違い、私はガバナンスのところを担当している、職業としているところもありますので、ガバナンスの違いというのは大きいと思いました。ただ、共済側からこれほど参加したいという御意向があるということも改めて理解しましたので、前提をどう置くのかということも含めて将来的には検討していくことが国土強靱化につながっていくのではないかと考えています。大きな方向性としては、やはり同じ目的を持って、そういう商品を持っていच्छやるところですので、そこがどうやって統一をできるのかといったところは、一つ将来的に考えていってもいいのだろうと思っています。

○藤田座長 どうもありがとうございました。確かに今回の前提とまた違った前提での検討というのにも必要なのかもしれません。

そのほか、どの点でも。大野委員、お願いします。

○大野委員 大野でございます。

私も、本当に多種多様な意見が出ていらっしゃって、この勉強会の方向性として何か集約する結論が出るのだろうかと思っていたのですが、結局、今のところは多種多様な意見があるということが確認されたという状況だったかと思います。そもそも、やはり被災者の生活の保障をするという点では共済も保険も同じ目的とはいえ、これまでの制度は大分違ってきています。共済のほうは、地震保険がない代わりに独自の制度をきちんと構築されていらっしゃる部分もあるということを、私は共済にあまり詳しくなかったので、改めて認識いたしました。

そういったことでは、共済の側では、これまでの制度をより充実させていくとか、その方向性をもって別の地震保険類似のもの、政府が関わるような保険というか、共済ですね。そういったものをつくるという方向性も何か現実的にあるのではないかと個人的には思いましたが、そういったことからすると、地震保障を充実させるという意味では、これまでの地震保険に必ず参入しなければ実現できないとも思えず、これだけいろいろな御意見や問題点があるということからすると、共済は共済でさらに国の力も借りるなどして制度を充実させていく方向性などもあり得ると思いました。以上でございます。

○藤田座長 どうもありがとうございました。この勉強会発足当初の前提を維持すると、こういう形のまとめ方以上に集約するというのは難しいかもしれませんが、そうではない形も含めて、さらにニーズを踏まえて検討を進めてほしいという、そういう声は多かれ少なかれ多くの委員から共通して出されたものと認識いたしました。また、その検討する場合のスパンの考え方についても、かなり厳格にやるべきであるという意見も一部の委員から出されたことも承知いたしました。

そのほか、どの点でも、御意見、あるいは御感触などがございましたら、いただければと思いますが、よろしいでしょうか。堀田委員、どうぞ。

○堀田委員 今回の議論の出発点のところでは、現行の地震保険制度を前提に、それに共済が参入することがどこまで可能なのかという観点だったと思いますが、議論を進める過程で、おそらく、現行の地震保険制度の問題点にもやはり触れざるを得なくなっている面もあると思います。そういう意味では、少し段階的になる必要はあるかもしれませんが、将来的には、今の地震保険制度改革そのものにも着手せざるを得ないことになるかもしれません。ただし、そこまで一気に話を進めると議論がまとまらないのだろうと思いますので、今回、共済が参入することを認めるかどうかというか、可能かどうかというところの議論に絞られているのだろうと思います。そういう意味では、方向性をはっきり示しつつ、その中で現実的に実現するための問題点を一つずつ潰していくという、まずはやはり方向性をしっかり定めた上で、共通の認識の下で議論を進めていくことが重要なのではないかと感じています。

○藤田座長 どうもありがとうございました。

そのほか、御意見等はございますでしょうか。御意見、あるいは御希望も含めてでしょうか。堀田委員、お願いします。

○堀田委員 先ほど、事務局から御回答いただいた方針について、必ずしも私は理解できていないのですが、どのぐらいのスパンを意識しながら話を進められると思っているのか、ということは何となくあるのでしょうか。

○高橋信用機構課長 ありがとうございます。まさに今回ヒアリングも受けまして、共済側のほうでも様々なニーズがあるという状況だと受け止めておりまして、こちらに様々ないただきました御意見も踏まえ、また、今回も、可及的速やかに、というお話も賜りましたので、そういうことを踏まえてしっかり検討を進めていくということと受け止めています。

○堀田委員 最初に私が認識したのは、ある共済団体が政府再保険に加入を要請されてきたことに対してどう対応すべきかということが会議の目的だったような気がしますけれども、これに対する回答は出ていないということですね。

○高橋信用機構課長 現段階で何か結論が出ているという状況ではございませんので、こ

こちらの勉強会で賜りました御意見も踏まえて、まず、この議論の前提となる事実関係、試算などの検討作業を進め、また、関係省庁で論点を整理して議論を進める。この点について、また、今回の勉強会におきましても可及的速やかに、との御意見を賜り、前回の勉強会において、具体的なニーズ、必要性等の御説明をいただいたことも踏まえて、検討を進めていくということだと考えています。

○藤田座長 よろしいでしょうか。直ちに参入すべきであると言うには、たとえ商品性が比較的近いものにしても――参入したいという声が全くなかったわけではありませんけれども、そういうものですら、監督の仕方、その他検討すべき課題があるので、直ちにイエス・ノーが出せる状態ではなくて、まして、もっと大きな変更を伴う現在の共済の商品のままで参入を認めるようになると、さらに大きな検討をしなければならなくて、多段階の検討があるいは必要なのかもしれません。その一番ハードルが低そうなものですら、まだ直ちにイエス・ノーと言える状態にないということが、最後、こういう表現にとどまらざるを得ない――報告書にイエス・ノーの答えがないといえбайないのですけれども、そのような状況ではないかと認識しておりますが、そのような認識でよろしいですかね。

そうしますと、結論の最後のこの表現自体はこれで仕方ないと思います。これまでの議論から出てくるのはそこまで、というのはそうかなという気はいたします。

むしろ、堀田委員の御意見は、この文言についてというよりは、今後ちゃんとフォローアップして検討していただけるのかという強い御要望だと承ると一番自然でしょうか。

そのほか、どのような角度からでも結構ですので、もし御意見等がございましたら、ぜひお寄せいただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。堀田委員、どうぞ、お願いします。

○堀田委員 今、示されているこの整理（案）というのがこのまま公表されるのでしょうか。

○藤田座長 事務局、お願いします。

○高橋信用機構課長 今回、この勉強会の場で、例えば加筆とか修正とか、そういうコメントがないということとございますと、これを最終的に精査した上で、基本的にこのまま

の形で追って公表することとさせていただきたいと考えています。

○藤田座長 厳密に言うと、もちろん「案」というのは取って、おそらく誤字のような種類の修正については御一任いただいた上で、この内容を追って公表すると、そういうことを予定していると理解しております。

堀田委員の御意見は、ここまで結論がはっきりしないものだったら、公表することへの違和感と理解してよろしいですかね。

○堀田委員 それもありますし、場合によってはこれに対するパブリック・コメントのようなものも、もしかしたらあり得るのかもしれないと思ったのですが。

○藤田座長 どうですかね。パブリック・コメントするほどの方向性が出ていないと、パブリック・コメントはできない気もいたします。

○堀田委員 何か出しっ放しな感じがするので、これに対する反応にどう応えるのでしょうか。

○藤田座長 どう理解すればよろしいでしょうか。意見の整理、暫定的な整理という性格の文書と理解して、方向性まで出ていない現段階での整理という形での、取りあえずのまとめの公表ということが誤解なく読み手に伝われば大丈夫ということでしょうか。

出だしのところを見ると、「以下のような意見があった」という書き方をしていますので、読み手はそれ以上の方向性を集約して出そうとしている文書ではないこと自体、文書の性格は誤解なく伝わるものという気はしているのですが、そういうものだと公表しないほうがいいということでしょうか。

○堀田委員

私が申し上げたいのは、今回の報告書では、結論めいた形のものにはなっていないので、意見の間に相互の整合性が必ずしも取れていない部分もあるので、そういったものに対して、この勉強会としての統一的な形のコメントをしなくていいのかという、そういう感じがしているということです。

○藤田座長 統一的な方向性を出せるまで現段階だと至らなかった、という報告だと思います。

中出委員、お願いします。

○中出委員 そういう点では、「おわりに」というところの文章ですが、ここでは、こういう議論があり、今後、論点を整理した上で、幅広い観点から議論を深めることを求めたいと記されていて、まさにこのとおりであると思います。この問題が非常に重要な問題であるということと、「遅滞なく」という言い方がいいかどうかは別として、何か時間軸というのでしょうか、可及的速やかとか、今、このような重要な情勢の中で優先度を上げて検討するというようなニュアンスというのでしょうか、そうした検討を直ちに求めていきたいというニュアンスを文章に示せるとより良いと思います。

○藤田座長 実質的にそういう内容を付け加えることは可能ですかね。あるいは、そういったことの前提として、今回は方向性までは集約できなかったけれども、今、言ったような形で、「将来、可及的速やかに議論を進めることを期待したい」とか、「求めたい」ですかね、それぐらいの言葉を入れると、今後のことも含めると、今回ここまでというニュアンスがよく出るので、より受け止めやすくなると理解してよろしいですかね。

今の中出委員の御意見について、具体的な文章は、おそらく事務局に書いていただいた上で皆さんに回覧していただくことになると思いますけれども、そういう方向で作業するという方向性はよろしいですか。

もし多くの委員の方の御賛同を得られるようでしたら、そういう方向で「おわりに」のところを多少修文して、改めて御意見を伺って、それをもって公表するという方向でまとめさせていただければと思います。よろしいでしょうか。最後の最後に非常にありがとうございました。

それでは、そのような形で意見の整理（案）について、さらに若干修文した上で公表するという方向でまとめさせていただければと思います。

本日、議論いただかなければいけないことは以上で全てですけれども、わざわざ御参集いただき本当にありがとうございました。

本日はこれにて閉会させていただきます。ありがとうございました。

午後 2 時30分閉会